

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年11月16日（火）午後1時 議場

出席委員（8名）

（委員長）国 頭 靖 （副委員長）田 村 謙 介
中 田 利 幸 又 野 史 朗 三 嶋 秀 文 矢 倉 強
安 田 篤 渡 辺 穰 爾

欠席委員（1名）

遠 藤 通

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】

[総務管財課] 松本課長

【経済部】 杉村部長

【文化観光局】 奥田局長

[スポーツ振興課] 深田課長 成田課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
久城スポーツ振興担当主任

【都市整備部】 隠樹部長

[建設企画課] 遠崎課長 足立総務担当課長補佐

[都市整備課] 北村課長 長田米子駅周辺整備推進室主任

[建築相談課] 前田次長兼課長 大櫃開発審査担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

傍 聴 者

安達議員 石橋議員 今城議員 岡村議員 門脇議員 土光議員 戸田議員
前原議員 森谷議員

報道関係者6人 一般3人

報告案件

- ・ 県・米子市スポーツ施設あり方検討協議会（11月9日開催）について [経済部]
- ・ 指定管理者候補者の選定結果（建設企画課）について [都市整備部]
- ・ 米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について [都市整備部]
- ・ 米子駅南北自由通路等整備事業について [都市整備部]

~~~~~

### 午後3時03分 開会

○国頭委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

遠藤委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

次に、報道機関からの撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、お手元に配付しております資料のとおり行いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、当局から4件の報告がございます。

初めに、経済部から1件の報告がございます。

県・米子市スポーツ施設あり方検討協議会（11月9日開催）について、当局からの報告をお願いいたします。

深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** そうしますと、お手元のほうに、県・米子市スポーツ施設あり方検討協議会についてというA4の両面1枚物の資料をお配りしておりますので、御覧いただきたいと思います。鳥取県と米子市におきましてそれぞれ改修方法を検討していくこととしております県営東山水泳場と市営皆生市民プールについて、県・市による検討協議会を去る11月9日に開催いたしましたので、御報告いたします。

日時、場所については、記載のとおりでございます。

議題につきましては、県営東山水泳場と市営皆生市民プールの改修方策の検討についてでありまして、県・市それぞれの出席者につきましては、これも記載のとおりでございます。

内容ですが、県営東山水泳場と市営皆生市民プールの改修方策の検討につきまして事務局から説明し、県・市それぞれの出席者により3つの議題について意見交換が行われたところでございます。

議事1の県営東山水泳場及び皆生市民プールの現状と課題についてと、議事2の施設整備に当たっての県・市の連携の在り方についてでございますが、これにつきましては、既にこれまでの県・市の会談等で話し合われております項目について改めて確認いたしました。

裏面に行っていただきまして、議事の3でございますが、県・市で新水泳場を整備する場合の今後の検討課題についてであります。これにつきまして今後整理が必要な事項といたしまして、統合のメリット、これを県・市それぞれが現施設の改修ですとか将来的に再整備をすることをを行った場合の費用も考慮して、統合のメリットがあるかどうかということ、あるいは施設内容で競技用ですとか、あるいは市民利用でどのような施設を整備していくかというもの、あるいは整備の時期ですとか立地、新水泳場の建設場所として現位置で考えていくのか、全く違う場所で検討するのかといったことですか、あと、これは施設の内容にも関連しますが、整備の費用といたしましてどの程度の費用を見込んでるか、こういったことを今後、県・市の事務レベルでより協議していきまして、その結果、条件が整えば新水泳場の共同整備を視野に入れた検討を進めていきたいということで、県・市、認識を共有したところでございます。

最後に、今後の予定についてでございますが、令和4年の2月頃、2回目の県・米子市スポーツ施設あり方検討協議会を開催したいと考えております。このたび共有いたしました検討事項を整理した上で必要なプールの規模ですとか事業費などを確認し、両プールの統廃合を視野に入れた検討が可能かどうかについて判断していく方針としております。その検討状況につきましては逐次また議会のほうに報告してまいりたいと考えておりますの

で、よろしくお願ひいたします。御説明は以上です。

○**国頭委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

又野委員。

○**又野委員** これは、協議は県と市ということですが、利用者の方とか市民の方とかの意見っていうのはこれまで何か聞かれたりっていうのはあるんでしょうか。

○**国頭委員長** 深田課長。

○**深田スポーツ振興課長** 利用者についての意見をまだ聞く段階にございませんでして、まずは統廃合が可能かどうかということについて行政レベルで意見の交換をしているところでございます。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** 統廃合についても、市民の方、利用者の方がどう考えてるのか自体を聞かれるということはないんですか。

○**国頭委員長** 深田課長。

○**深田スポーツ振興課長** もし今後統廃合を進めるということになりましたら、当然競技用だけではなくて市民利用にも現在も図っている施設でございますので、意見を聞いていかなければならないと考えております。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** 統廃合を進める段階ではなくて、統廃合自体を市民の方がどう思うのかとか利用者の方がどう思うのかということをお願いさせていただくということはどうでしょうか。

○**国頭委員長** 深田課長。

○**深田スポーツ振興課長** 現段階でまだ、先ほども御説明いたしました、整理しなければいけないハードルが幾つもございます。本当にこれを整備できるのかどうなのか、整備費一つ取っても新体育館を恐らく上回る規模のものになるのではないかとということも考えられておまして、したがって、前向きに県・市で進められようというまだ状況になっておりません。ですので、今回の会議がある意味キックオフの段階ではないかと考えておりますので、又野委員が言われましたことは当然聞かなければならないと考えておりますので、今の段階ではなく、もう少し県・市でよく話し合って、進めようという状況になりましたら聞いてまいりたいと考えております。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** もしかしら、利用者の方とかで進めてほしくないっていう意見があるかもしれないということも考えてのお願いだったんですけども、進めていこうという話になった段階だと、どういった施設になるのかという結局聞き方になってしまうと思うんです。というのが、新体育館のときも何かそういうような感じがすご私しましたので、統合をするかしないか自体もやっぱり事前に、どのように利用者や市民が考えてるのかということも重要なとは思いますが、その辺りは。

○**国頭委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 委員の御意見のほうは分からなくてもいいんですけど、逆によく考えてみてほしいんです。統合するかどうか分からないし、統合したときにどんなプールを目指す

のかという構想もないのに、ただ単に統合の是非について聞くということは私はナンセンスだと思います。これはぜひ御理解いただきたいと思います。

今、担当課長が御説明したとおり、東山の体育館、これもいろいろ御意見はあると思いますけども、いずれにしても米子市は、老朽化した体育館をただ単純に長寿命化するのか、それとも、確かに箇所数は減るけども、県と市が力を合わせることで、市単独ではできなかったような空調も入れた、そして大規模なスポーツコンベンションもできるような施設に建て替えていくのか、もちろんメリット、デメリットはあると思いますけど、そういう具体の構想の中で御意見を聞かなければ、ただ単に統合することはいいですか悪いですかということを知りたいというふうに委員さんがおっしゃっているのであれば、私はそれはナンセンスだと思います。以上です。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 どういうふうな統合の仕方になるかが、そうすると、分かった段階でも、統合すればこうなります、統合しなければこうなりますという段階での聞き方になるっていうことですか。

○国頭委員長 深田課長。

○深田スポーツ振興課長 統合しないということになれば、問われることはないんじゃないか、問うことはないのではないかと考えております。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 すみません、統合しないっていうことになればというのはどこで判断をされるということですか。

○国頭委員長 深田課長。

○深田スポーツ振興課長 それはもっと先の段階になろうかと思えます。今の段階は、県・市において統合を進められるかどうかの検討を始めましょうということでございます。それが統合できるかどうかということにつきましては、先ほどから又野委員がおっしゃられました市民の意見というのも関わってくるのではないかと思います。そういった中で、先ほど副市長のほうからもお答えさせていただきましたが、現在のところ、ちょっとそれを例えば施設の規模についてどれぐらいにするとか、どういったプールを整備するとか、場所はどこにするとか、全く白紙の状態でございます。ですので、正直材料がないというところもございまして、今のところはもうちょっと聞くには時期尚早ではないかなというふうに思っております。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 分かりました。材料がない段階では分かりました。材料ができれば、じゃあ、統合するしないかも含めても利用者や市民に聞くということでもよろしいんでしょうか。

○国頭委員長 深田課長。

○深田スポーツ振興課長 そのように考えております。

○国頭委員長 中田委員。

○中田委員 手短にいきたいと思うんですけど、今の又野委員のこととも若干関連するかもしれないんですけど、今後、この裏面の議事3のところでは上げられたことを整理してということ、県と市が整理して持ち寄って協議することになると思うんですけど、当然市のほうは市のほうで考え方をまとめていくというか、論点整理すると思うんですけど、課題整理を。

もともとこれって前は東山のプールが市が持っていて、それを言ってみればバーターして整備して交換しましたよね。特徴が違うのは、片や競技用プールが中心で片や市民プールなんですね。市民プールのほうが、今、皆生のほうが市民プールになってるんですけど、行ったことがあられるかどうか分かりませんが、私は何回か利用してまして、実は孫連れて。それで、教室が使っているとビジターはほとんど使うレーンはないんですよ。その今の実態が本当に市民プールと言われるような実態なのかっていうことが片やあるわけですね。

今度整備するに当たっては、米子市としては、今の市民プールを今のような状態でただ長延命化したりとか改修したりして長らく使うようなことを考えるのか、あるいは建て替えたなら一体米子市にとって、それこそ公の施設、公共施設の総合管理計画上に照らし合わせてみたときに計画上の適正な状態に位置づけられるのか、そういったことをきちっと踏まえて協議の材料づくりをしていかなきゃいけないと思うんですね。県は、県のほうで競技性で考えたら、今の露出型の、たまたまというわけではなくて苦勞の末にオリンピック選手も出ました。そういったところをより環境を改善させながら今後に期待するということになると、県がイメージする競技用スポーツの施設としてのプール場のイメージと、かなりお互い考えてくるものが、持ち寄るものが違う可能性があると思うんですね。そこら辺はどのように要は整理されていくような手続論というか、になるんでしょうかね。

**○国頭委員長** 深田課長。

**○深田スポーツ振興課長** 今、中田委員がおっしゃられましたように、県と市が水泳場を交換したときに、100%そうというわけではないんですけども、東山の水泳場につきましては水泳競技の振興を図る施設で、皆生の市民プールにつきましては市民の健康増進を図る施設ということで覚書を取り交わして交換いたしました。ですので、仮に話がうまくいきまして統廃合するということになりますれば、両方の施設を兼ねそろえた施設にならなければいけないというふうに考えております。その上で、公共施設のストック適正化ということもございますので、延べ床について、このプールだけで考えることではないかと思いますが、当然それは両立する形で運んでいかなければならないと思ひまして、そこが恐らく今後の協議で一番難しいところではないのかなというふうに考えております。

**○国頭委員長** 中田委員。

**○中田委員** さっき言ったように、競技用プールと、それから健康増進用プールの違うものを持ち寄って一緒にできるかどうかという話になってくると思うんですよ。米子市の福祉保健部を中心に推進しているフレイル対策なんかも含めて、そこは非常に中心的な市の施策にもなっています。そういう面で考えたときに、どう組み立てていくか。これは、ここにも書いてありますが、単純にばっと合体しただけだと、恐らくすごい費用のかかるものになってしまうようなことになると思うんですね。ですから、これをいかに合理的に両者の思いを一緒にできるようなものに仕立てていくかって、かなり難しい話かもしれませんが、単なる1足す1はみたいな話にならないと思うので、そこら辺は十分こっちの考え方も踏まえた協議というか、を進めていただいて、市の有益な施設になるような目指し方をぜひしていただきたいことをお願いしておきたいと思ひます。

**○国頭委員長** 安田委員。

**○安田委員** 私も1点聞いておきたいと思うんですけども、スケジュール感についてち

よっと聞いておきたいと思うんです。

今の県と市のプールですけれども、老朽化が激しくて、本当に統廃合というのを早急に進めないといけないという状況が本当であって、それに基づいて今協議をやっているという状況なのか、その辺も聞きたいと思いますし、今の体育館にしても庁舎にしても県と市で協調しているんなものを造っていく。そうしたときに、大規模なこのようなプールを造ったときの財源というのもやっぱりある程度考えないといけないと思うんです。その辺も含めてどのように考えておられて、このぐらいをめでに造っていくんだとかというような方向性というのをちょっと聞いておきたいなと思います。

**○国頭委員長** 深田課長。

**○深田スポーツ振興課長** 両方のプールの老朽化の具合ですが、両プールともおおよそ40年前後が建設から経過しております。今すぐに危険があると、そういったような状況ではございませんが、年次的に改修もしておりますし、市がっております皆生市民プールにつきましては、ここ5年以内のうちに大規模改修、長寿命化改修に進むかどうかといったところの判断もしなければならぬ時期に来ております。ですので、ある意味それまでにはどうするのかということの結論を出さなければいけないというふうに考えております。

また、財源についてですが、公共施設を集約化した際の有利な財源というのもございますが、それがいつまであるかということころは、取りあえず何年か延長は決まったというふうに、すみません、はっきり年数をちょっと今覚えてないんですが、仄聞しておりますが、その財源の有効に使える時期も考えながら検討していかなければいけないと思っておりますが、そうそう先ではないというふうには考えております、結論を出さないといけない時期はですね。

**○国頭委員長** よろしいですか。

矢倉委員。

**○矢倉委員** 私は1点伺います。これは当局の政治的な私は理念があるかどうかと思うんですが、御存じのように私は市町村合併論者です。行革の最たるものは、県をなくして市を地方分権の受皿とするというような国全体の我が国の流れでもあるわけです。最近ちょっと遅れてますけども、いずれこれに向かっていくわけ。そういう政治理念の下に県と市を一つにして、そして大きな施設を次々造っていくんだということであれば私は大賛成です。将来の米子市をつくっていく、地域をつくっていく意味ではこれは大変理にかなった話だと思います。そういう考えの下で市と県とを統合して物を造ろうとして考えておられるのか、それについて伺いたいと思います。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、矢倉委員のほうからおっしゃった、いわゆる国と地方公共団体との今3層構造になってます、御案内のとおり、国、都道府県、市町村と。この3層構造の大きな地殻変動といいたいまいしょうか、変化が起きるそういった流れが今すぐすぐにあるようなことはちょっと感じておりませんが、いずれにしても、今のその3層構造が続くか続かないかにかかわらず、今、委員さんがおっしゃったとおり、基礎的自治体というのは絶対なくなりませんので、基礎的自治体がしっかりと持続可能性のある地域を守っていくていまいしょうか、運営していく。そのためには、従来やっていた仮に3層構造が続いたとしても、あるいは今委員さんがおっしゃったように3層が2層になるというようなこともある

かもしれませんが、将来的にはですね。できるだけ一緒にできることは一緒にする、つまり基礎的自治体が担えること、そしてそれが国だろうと県だろうと、あるいは横の市町村だろうと、一緒にできることは一緒にやっていくということが一つ今我々が考えなければならぬことだろうと。

これは、好むと好まざるとにかかわらず人口減少社会というのがもう進んでおります。これからさらに進んでいくと。そうなりますと、住民の皆さんに安定的な行政サービスをいかに合理的なコストでお届けするか、あるいはただ単に縮小だけではなくて、先ほどの体育館の話もそうですし、このプールの話もそうなんですけど、単純に言うと2個を1つにして1つだけ残すみたいな話になるんですけど、そうではなくて、従来だったら県と市町村が別々に考えてたことを一つにすると、例えば東山のような体育館の話になってくると、こういったいわゆる、これは垂直連携といいますけど、垂直連携あるいは周りの市町村との広域連携、これは水平連携ですけど、こういったものを組み合わせて、米子市であれば米子市を中心としたこの圏域の力をしっかりつけていくと、こういったことを我々は目指すべきだろうと、このように考えてると。その大きな流れの中で、以前から御提案してる庁舎の問題、さらには東山の体育館の問題、あるいは今回、まだこれはどうなるか分かりませんが、プールというのを次に検討できるかどうかということは今議論し始めてるということでもあります。以上です。

**○国頭委員長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 副市長の立場として、なかなか奥歯に物のはさがったような言い方になりましたけど、やはりそういうような理念で動いておられるのかなと私なりには受け止めたので、ぜひ今後ともこういうやり方は進めてもらってもいいと思います。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後3時25分 休憩**

**午後3時26分 再開**

**○国頭委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、都市整備部から3件の報告がございます。

初めに、指定管理者候補者の選定結果（建設企画課）について、当局からの報告をお願いいたします。

遠崎建設企画課長。

**○遠崎建設企画課長** 建設企画課が所管しております米子市万能町駐車場及び米子駅前地下駐車場、米子駅前地下駐輪場について指定管理者を公募しておりましたが、このたび候補者を選定しましたので、御報告いたします。

今回の公募には、現指定管理者の大幸電設株式会社と米子駅前駐車場管理共同事業体と特定非営利活動法人ワーカーズコープの3団体からの応募がございました。このたび10月に開催されました選定委員会の答申を受けまして、優先交渉権第1位が大幸電設株式会社となりまして、同社を指定管理者の候補者としております。

なお、指定管理者の指定につきましては、12月議会に上程しまして、議決を得た上で

指定を行う予定としております。

ただいまの御説明の詳細につきましては、添付しております資料を併せて御覧ください。説明は以上となります。

**○国頭委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局からの報告をお願いいたします。

前田都市整備部次長。

**○前田都市整備部次長兼建築相談課長** それでは、米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案件につきましては、令和3年12月定例会に議案の提出を予定しております。

資料を2枚つけております。改正の背景でございます。近年頻発する自然災害を踏まえまして、国は市街化調整区域の開発許可制度を見直し、調整区域内の災害リスクの高い区域での規制をより厳格化するため、昨年6月に都市計画法の改正を行ったところでございます。

改正の内容でございます。市街化調整区域は、御承知のように、原則、市街化を抑制し開発行為などが規制されておりますけれども、都市計画法に基づきまして区域や建築物の用途などを条例で定めて、本市における調整区域内での自己用住宅などの建築の許可を特例的に許容しておるところでございます。

資料1枚目の下段でございます。災害リスクの高い区域のうち、災害危険区域などのいわゆる災害レッドゾーン、これにつきましては、条例で定めた先ほど申し上げた許可区域からはこれまでも除外しております。しかし、このたびの法改正によりまして、通称、災害イエローゾーンであります土砂災害警戒区域、これと震災想定区域のうち水位が3メートル以上の区域、これも条例許可区域から除外することとなるため、本市の条例改正が必要となったものでございます。

資料2枚目でございます。市街化調整区域の立地基準の一覧を添付しております。欄枠の右側に米印をつけたこの基準につきましては、条例の改正後、災害イエローゾーンでの新規の開発許可等に規制されることとなります。ただし、例外としまして、開発許可制度につきましては新規の開発が適用となるため、これまでの農林漁業者の住宅あるいは既存施設の建て替えについては改正後も規制の対象外でございます。

なお、スケジュールでございますけれども、条例の施行日につきましては、改正都市計画法の施行日と合わせ令和4年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

田村委員。

**○田村委員** 伺います。私の地元、尚徳中学校区なんかがもうもろにこの対象になってくると思うんですが、この地元に対する説明のスケジュールっていうのはどのようになっていますでしょうか伺います。

○国頭委員長 前田次長。

○前田都市整備部次長兼建築相談課長 今後のスケジュール、先ほども施行日につきましては御説明いたしました。今年度に入りまして建築関係の団体なども事前にこの法改正の説明はしております。12月の議会の御議決いただき、公布することにもしなりましたら、それを踏まえて年末から1月にかけて自治会への説明を個別に進めていこうという具合に考えております。以上でございます。

○国頭委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。以前、委員会だったかな、私、質問というか、意見を申し上げたことがあります。いわゆるレッドゾーンじゃなくイエローゾーンであったとしても急傾斜地の崩落危険箇所の改修事業が行われた際に、その解消された最近だったら榎原だったり新山、石井なんていうところがあるんですけども、そういったところも相変わらずイエローゾーンのままで、それを除外しないというような方針を聞かされて、私はちょっとおかしいんじゃないかというような意見を申し上げました。これについては今後も変わらないということなんですか伺います。

○国頭委員長 前田次長。

○前田都市整備部次長兼建築相談課長 今後の措置が終わったものについての対応ということでございます。先ほど申し上げたこの特別な許可区域での規制ということでございますけども、原則その場では新規には無理だということでございますが、その中でも、先ほど浸水の3メートルということも、例えばかさ上げをする、あるいは強固なものにするということも含めまして、それぞれの対応を基に災害について安全性が確認されるということであれば、第三者における開発関係の審査会の議を得て許可をする、いわゆる34条の14号、こういったものを適用して可能とすることも含めて今後の改正に取り組んでいきたいな、そのように考えております。以上です。

○国頭委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ぜひその取組をお願いしたいと思いますし、青木地内のあの小松谷川の改修も終わって、市長ももうこれは安全だと太鼓判を押しておられます。そういった地域がまだレッドゾーンで残ってるということも、やはり地元として首をかしげざるを得ないという現状がございますので、できましたら、そういったところもしっかりと見直しを図っていただきたいということを要望したいと思います。

最後になりますけれども、これは確認ですけど、この対象地域における家族間のいわゆる家族による家の建て替えであるとか、そういったことの許可というのはオーケーなんです。これは確認です。

○国頭委員長 前田次長。

○前田都市整備部次長兼建築相談課長 先ほどの既存の建築物については適用されないということです。属人性が親子関係ということであれば、そのまま引き続き住宅等で利用されるということになりまして、もうそのまま可能ということでもよろしいと思っております。以上です。

○田村委員 分かりました。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子駅南北自由通路等整備事業について、当局からの報告をお願いいたします。  
北村都市整備課長。

○北村都市整備課長 米子駅南北自由通路等整備事業についての御報告をいたします。

本事業につきまして、事業費の増額と工事期間についての延長となりますので、御報告いたします。

まず、1の事業費の増額については、資料にあります主な増額内容により13億4,000万の増額となる見込みです。現行事業費65億2,100万円が変更事業費76億6,100万円で、21%の増嵩となります。

次に、2の工事期間の延長については、資料の主な工期延長理由により、自由通路の供用開始予定が令和5年4月予定としていましたが、令和5年8月頃となる予定です。これに関しましては、市民も期待され、関心を持っておられる方も多いと思いますので、供用開始時期についてしっかりと広報に取り組んでいきたいと思っています。これまでの協議等の経緯、事業費の増額要因については2ページから3ページに記載しておりますので、御確認ください。

最後に、3ページの費用便益費比についてですが、新たに周辺道路渋滞緩和便益を追加分析し、1.04だったものが1.59となります。この補正予算等につきましては12月定例会へ議案を上程する予定としています。説明は以上です。

○国頭委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の御質疑、御意見を求めます。

又野委員。

○又野委員 幾つか質問させていただきます。

この増額の理由のところ、最初の丸ポチのところですけども、人件費、建設資材等の上昇というのがあるんですけども、次のところにも人件費とかあるんですけども、こういうのはある程度は想定はもともととしておられないものなんでしょうか。

○国頭委員長 北村課長。

○北村都市整備課長 人件費と建設資材の上昇ということでの増額についてですが、今回、補償費算定で行います補償費につきまして2015年、平成27年度に予備設計として補償費を算定しておりました。このたび自由通路詳細設計が完成したことによりまして人件費、建設資材がその2015年当時から上がったことにより再算定をし、変更するものです。以上です。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 その2015年と2021年との違いとか書いてあるんですけども、ある程度こういう人件費って上がっていくもんだと思うんですけども、その辺りは当初の計算で考慮はされないものなのかどうなのかというところですけども。

○国頭委員長 隠樹都市整備部長。

○隠樹都市整備部長 人件費の想定ですけども、委員もよく御存じのように、年度当初にその年度の人件費っていうのは出されるようになってますけども、やはり年度の途中であっても人件費が変わるということもありますし、大抵は年度の1年間通して同じ人件費だということになってると思います。

しかしながら、今回の件につきましては、先ほども課長のほうが言いましたけども、この自由通路に關します補償費及び工事費の算定時点、算定基準日が補償費につきましては27年度の単価を使ったものでございますし、工事につきましては令和元年の単価を基にして積算したのによって基本協定を結んでおります。それによりまして、現在の令和2年から3年度におきましてこの人件費も上がってきておりますし、議員も御承知のように、資材につきましては昨今燃料費の増ということもありまして単価が非常に上がってきているという現状を踏まえて、時点修正を行おうとする考えでこの再算定を行ったところでございます。

**○国頭委員長** 又野委員。

**○又野委員** 分かりました。そうすると、次に、補償費ですけれども、補償費の再算定で公共補償とあって、人件費、資材の次に減耗費とあるんですけれども、この減耗費というのが結構な金額だとこの資料1とかを見ると思うんですけれども、この減耗費っていうのは当初は想定されるものなのか、されないものなのか、そこら辺を教えていただけますでしょうか。

**○国頭委員長** 隠樹部長。

**○隠樹都市整備部長** 減耗費につきましては一定の基準がございまして、27年度当初の設計におきましても一定程度反映されているということでございます。

**○国頭委員長** 又野委員。

**○又野委員** 今回増額となる分は全く想定してなかった部分ということでいいんでしょうか。

**○国頭委員長** 隠樹部長。

**○隠樹都市整備部長** 全く想定をしてなかったかといいますと、そうではございませんでして、その当時からきちっと減耗分を見るという公共補償基準等によりまして決まっている部分については見ておったということでございますけども、それ以外の例えば電気が走っている鉄道の敷地内にある架線ですとか線路、この部分についての減耗費の取扱いについて、これについては補償工事の再算定を行う中でもう一度見直しをするという考え方を持っておりましたので、今回補償工事の中の物価上昇分とかというものを反映するに当たりまして、JRのほうと再確認を行って再算定の中でその減耗分の整理を行ったということでございます。

**○国頭委員長** 又野委員。

**○又野委員** 再算定をされたということですが、さすがに金額があまりにも増額が大きいのではないかなと感じるところです。再算定となれば、普通ある程度の微調整とかぐらいだったら分かるんですけれども、根本的に何か数字が新たなものとかが出てきたんじゃないのかなって思われるぐらいの金額なんですけれども、それはここまで大きくなるっていうのは全く想定できないものなんでしょうか、ある程度ここまでの金額だったとしても想定できるものではないかを感じるんですけれども。

**○国頭委員長** 隠樹部長。

**○隠樹都市整備部長** この鉄道に関わります減耗分の取扱いでございますけども、これにつきましては、この事業を始める当初からいろいろ協議を市とJRのほうで進めていたようにございます。その中で、やはり公共補償基準等にのっとった場合にその時点では考慮

できない部分があったということで、その部分についての取扱いについて、当初、どういいますか、JRとの協議の中できちっとした方向性が示されないまま事業が開始されたというところが、この減耗分の増額に起因する一つの原因であろうという具合に考えております。

これにつきましては、議員の皆様にもおわびを申し上げなければいけないと思いますけども、この事業につきまして、減耗分のこれだけの金額の増を招いた一つの要因といたしますが、我々が今までのことをちょっといろいろ調べてきた中で、どうしてもその部分がどうも協議が十分調っておらず、やはり事業を早く進めたいという意向の下で、見切り発車というわけではないですけども、整理を後回しにして進んだ結果、現時点までこのことが残っていたという具合に考えているところでございます。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 十分に調べてないままだという説明であったと聞きました。これだけの大きな金額ですんで、議会でも当然承認を得た上で事業を進めておられるものです。その議会の承認をした議会としてもある程度責任を持たなければならないことだと思うんですけども、その中で、そのような言わば不十分な状態で進められたのではないかと今説明の中で聞いて思ったところを考えると、このまま本当に素直にこれを受け入れていいのかどうかというのは非常にちょっと今疑問に思っているところですので、一応それを申し上げます。以上です。

○国頭委員長 ほかにございせんか。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ほかにないようです。

以上で全ての報告案件が終わりました。

都市経済委員会を閉会いたします。

午後3時48分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 国 頭 靖